

# I 安城市図書館運営基本計画の策定にあたって

## I-1 計画策定の根拠と目的

国は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）において、「社会の変化及び地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」と規定しています。

本市は、2017（平成 29）年 6 月 1 日に 5 代目の図書館となる図書情報館を核とする中心市街地拠点施設アンフォーレを開設しました。これは、次のような経過で計画され、設置したものです。

### ①中心市街地拠点整備基本構想（2008 年 3 月）

2008（平成 20）年 3 月に策定した「中心市街地拠点整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）では、中心市街地の活性化に資する複合施設のコンセプトを、地域力を育む健康と学びの拠点とし、「拠点施設における 3 つの機能（学び、健やか、交わり）の連携、及び拠点施設と周辺地域や関係機関との間で連携を図るとともに、様々な情報や拠点施設での活動等を発信することで、中心市街地のにぎわい創出や活性化を図ります。」としました。

### ②安城市新図書館基本計画（2010 年 3 月）

基本構想を受けて、2010（平成 22）年 3 月には「安城市新図書館基本計画」（以下、「2010 計画」という。）を策定し、中心市街地拠点施設アンフォーレにおける中核施設として整備する新図書館のあるべき姿、役割、機能、サービス等の具体的検討を行いました。さらに、中央図書館（当時）の跡地利用計画を含めた新図書館との連携及び今後の社会情勢や市民ニーズを踏まえた本市の図書館サービスの拡充のあり方について、方針・目標等を定めました。（2010 計画 p 1）

この 2010 計画では、新たな図書館の基本コンセプトを、「ひと、まち、みどりを育む学びと情報のひろば」とし、「図書館には、市民の生涯学習拠点として、所蔵する資料・情報を通じて人々が生涯にわたって主体的に学び続ける場となることだけでなく、中心市街地に位置する複合施設に整備される特徴を活かし、“交流”をキーワードに市民の知的・文化的活動の拠点となり、新たな地域文化の創出やまちの活性化に資することが求められる。」としました。（2010 計画 p 39）

### ③中心市街地拠点整備事業計画（2012 年 12 月）

さらに、2010 計画を受けて 2012（平成 24）年 12 月に公表した「中心市街地拠点整備事業計画」（以下、「事業計画」という。）では、公共施設は P F I 事業で整備（設計・建設・維持管理）するものの、中核施設で

ある図書情報館の運営は従来どおりの市直営を堅持することとし、重点的に提供するサービス及び整備方針を、

- ①市民の生活に密着した新たなサービスとして、健康支援・子育て支援、ビジネス支援、まちの魅力発見支援を重点的に提供します
  - ②にぎわいと交流の場を創造する滞在型情報拠点をめざします
  - ③情報通信技術（ＩＣＴ）を駆使したハイブリッド型図書情報館をめざします
- としました。

これら 2010 計画及び事業計画では、いずれも、新図書館のあるべき姿、役割、機能、サービスなどを示しているものの、市域全体における図書館サービス及び図書館運営のあるべき姿は提示しているとは言えず、計画期間も定めていませんでした。

そこで、中心市街地拠点施設アンフォーレに図書情報館を整備したことを踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に対応し、市域全体の図書館サービス及び運営体制の 10 年後のあるべき姿を示すため、2020（令和 2）年に「安城市図書館運営基本計画」を策定しました。

2024(令和 6)年に、計画の進捗状況を確認し、第 9 次安城市総合計画の目指す都市像を実現するための重点施策「子どもを核としたまちづくり」を考慮して、中間見直しを行いました。中間見直しをした改訂版は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までを計画期間とします。

## **I-2 図書館振興施策の流れ**

近年の国・県・本市による図書館施策、及び生涯学習振興施策の取組状況は、以下のとおりです。

### **I-2-1 国の施策の流れ**

生涯学習時代の到来とともに、図書館の生涯学習拠点としての役割も見直され、それに応じた図書館行政が行われてきました。1988（昭和 63）年には社会教育審議会施設分科会が「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）」を発表し、図書館を、生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な施設と位置づけています。また、1992（平成 4）年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会により、公立図書館の健全な発展に資することを目的に「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」が発表されました。これらの報告を通じて、図書館を生涯学習の中心核として位置づける施策が展開されてきました。

また、1996（平成 8）年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会は社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修などの改善方法を明らかにして司

書養成教育内容の改善を提言しています。

2000（平成12）年には、長年、図書館法第18条に規定されながら策定されずに来た「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（報告）」が発表され、翌2001（平成13）年に告示されました。同基準では、図書館機能を十分発揮できるだけの種類・量の資料整備に努めること、就職、転職、職業能力開発、仕事のための資料・情報の提供に努めることなどが強調され、併せて、地方公共団体の行政資料等の情報、市民生活に必要な資料や情報等の充実を図るべきとされました。そして、これらの機能を活かすために、ITを活用した検索システムの整備、レファレンスサービスの充実、専門的サービスを実施する専門職員の確保などが求められました。同基準は、2008（平成20）年の図書館法の改正や、社会の変化や新たな課題への対応の必要性から2012（平成24）年に全面改正されています。

また、（社）日本図書館協会も政策提言を行っており、同協会町村図書館活動推進委員会は「21世紀の町村図書館振興を目指す政策提言 Lプラン 21～図書館による町村ルネサンス」を発表し、その中で図書館の理念と働きを提言するとともに、設置と運営に関する数値基準をまとめました。

さらに、2000（平成12）年には「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～」が文部省の地域電子図書館構想検討協力者会議によりまとめられ、図書館の情報化対応の方向性も示されています。その後、2005（平成17）年には「地域の情報ハブとしての図書館－課題解決型の図書館を目指して－」が、2006（平成18）年には「これからの図書館像－地域を支える情報拠点を目指して」がまとめられるなど、情報拠点としての公立図書館サービスの在り方が検討されるようになりました。その他、2005（平成17）年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問が行われたことを受けて、2008（平成20）年2月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申が出され、その中でも地域や住民の課題解決を支援するため、公立図書館での資料や情報の提供機能を充実すべきとされています。

また、子どもの読書離れ、活字離れが問題となっていることから、2001（平成13）年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、2002（平成14）年には、読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が制定されました。同計画では、子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な資料を整備していくことや司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと、公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくことが地方自治体に求められました。

なお、同計画は概ね5年おきに改定を重ね、これまでの成果や課題などを検証し、地域における読書環境の格差の改善や、家庭、地域、学校におけ

る取組を整理し、2023（令和 5）年 3 月には「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しています。

さらに、2005（平成 17）年には「文字・活字文化振興法」が制定され、公共図書館・学校図書館の司書や資料の充実、情報化の推進などを自治体に求めています。

そして、2018（平成 30）年 10 月、文部科学省は新時代の教育政策実現に向けた大規模な組織改編を行いました。学校教育政策と社会教育政策を横断的総合的に推進する総合教育政策局が新設され、図書館振興政策も一元化されました。

従来の組織では、「公共図書館に関すること」は生涯学習政策局の社会教育課が、「子供の読書活動の推進に関すること」は同局の青少年教育課が、「学校図書館に関すること」は初等中等教育局の児童生徒課が、それぞれ担っていました。それが、現在は、生涯学習政策局が総合教育政策局に変わり、地域学習推進課が新設され、その中の「図書館振興係」が、公共図書館と学校図書館、子どもの読書推進を一体的・総合的に担うこととなりました。

## **I-2-2 愛知県の施策の流れ**

愛知県においては、1995（平成 7）年に生涯学習推進本部が設置され、1996（平成 8）年に「愛知県生涯学習推進構想」が策定されました。また、同年に愛知県生涯学習審議会が「21 世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について」の答申を行い、それを受けて、愛知県における生涯学習体制の整備が進められ、本格的な生涯学習活動がスタートすることとなりました。同答申では、生涯学習の基盤整備は、「地域における生涯学習活動を発展させる方向で推進させることが重要」とされ、公民館や文化施設等と並んで図書館が生涯学習関連機関として位置づけられ、その拡充が求められています。

さらに、1999（平成 11）年には『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』で、生涯学習センターにおいてどのような学習情報システムを構築するか、そのためにはどのような連携・協力が必要かについての提言が行われました。その後、2000（平成 12）年には愛知県生涯学習情報システムの基本計画が策定され、2003（平成 15）年には生涯学習推進センターが設置されました。

図書館の運営に関しては、2014（平成 26）年に「愛知県図書館の基本的な運営方針」が策定され、10 年間に渡る図書館サービスの検討や市町村図書館等への支援などについての方向性が示されました。その後、2023（令和 5）年に「第二期愛知県図書館の基本的な運営方針」が策定され、急速なデジタル社会の進展による変化や新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」に対応した非来館型サービスの充実など新たな視点を盛

り込み、時代の流れに沿った愛知県図書館の運営に努めています。

子どもの読書活動に関しては、2004（平成16）年に「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、図書館における児童サービスの充実や、図書館間協力等の推進などが施策の方向として挙げられました。

なお、国による概ね5年おきの新しい「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の改定を受けて、今後5年間にわたる施策の基本方向と具体的な方策を明らかにした「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」を2019（平成31）年4月に策定しています。今後は「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」を2年間延長し、2025（令和7）年度に策定を予定している次期「あいちの教育ビジョン」に統合することとしています。

### **I-2-3 本市の施策の流れ**

本市では、1998（平成10）年に「安城市生涯学習推進計画」が策定され、市民の一人ひとりが、ふれあいや交流を広げながら、存在感と生きがいにあふれ、充実した人生を送ることを目指して生涯学習が推進されてきました。

その後、少子高齢化の進行、情報化社会の進展といった社会情勢の変化などを踏まえて、2005（平成17）年に「第2次安城市生涯学習推進計画」を策定し、市民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習による人づくり、まちづくりの推進が図られました。この中で、図書館については、市民ニーズを的確に把握した計画的な資料の収集と保存、提供を図るとともに、地域の情報提供・発信拠点として全ての市民が利用しやすい図書館としてハイブリッド型図書館を目指すものとされました。

さらに、2016（平成28）年には、超高齢社会を見据え、市民主体の協働の人づくり、まちづくりの推進等を目指した「第3次安城市生涯学習推進計画」が策定されました。

そのような流れの中で、2005（平成17）年3月には、中央図書館を核とした生涯学習活動の拡充を目指す「安城市図書館推進計画」を策定しました。同推進計画では、多様化・高度化する市民の生涯学習ニーズに的確に対応するため、今後の図書館運営の指針と具体的な数値目標を示して、図書館サービスの中長期的な推進が図られました。

また、2006（平成18）年6月には、子どもの自主的な読書活動の推進に向け「安城市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、計画期間における成果や課題を検証した改定を行い、2011（平成23）年に第2次計画、2016（平成28）年に第3次計画、2021（令和3）年に第4次計画を策定しています。

これにより、学校司書の配置（2013（平成25）年度当初は8人でスタートし、2024（令和6）年度現在は29人）、安城版ブックスタート事業の開始（2013（平成25）年8月）、システムの一元化と定期配送による学校

図書館連携事業の開始（2017（平成29）年度）などにより子どもの読書環境の進展が着実に図られています。

2020（令和2）年度からは、不登校により来館できない子どもや外国にルーツを持つ子どもへの事業も開始し、より幅広く子どもの読書活動を推進しています。今後は、国、愛知県や他の自治体の計画を参考にし、子ども読書活動推進計画と本計画との統合について検討します。